

埼玉県立がんセンター一般廃棄物収集運搬業務特記仕様書

この仕様書は、埼玉県立がんセンター一般廃棄物収集運搬業務委託の概要を示すものであって、現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項については、発注者、受注者協議し決定するものとする。

1 業務の対象物

事業系一般廃棄物（予定数量 2 1 7, 0 0 0 k g ・ 予定回数 3 6 5 回）

2 業務内容

- (1) 受注者は、発注者の指定した複数の一般廃棄物置場から受注者の運搬車両（空車）に収集し、ごみ処理施設に直接運搬するものとする。
- (2) 受注者が行う一般廃棄物の収集運搬は、原則として下記のとおりとする。その他の品目については発注者・受注者協議し決定するものとする。

品目	収集運搬曜日
可燃ごみ	月・火・水・木・金
プラスチック類	月
透明瓶、色付き瓶又は不燃ごみ	水
缶・ペットボトル	木

- (3) 受注者は、運搬したごみを計量するものとする。
- (4) 受注者は、発注者の求めに応じて収集運搬状況を、直接確認することができるようにすること。
- (5) 受注者は、収集運搬にあたり飛散流出の無いよう注意するとともに、生ごみの収集を行った後、廃棄物置場を洗い流す等清潔を保持するものとする。

3 請求方法

- (1) 受注者は、毎月の収集運搬業務完了後、当該月の計量伝票書類等を添えて業務完了通知書を提出し、検査を合格したのち請求書を提出するものとする。

4 業務責任

- (1) 受注者は、この業務の履行にあたり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令を遵守し、それらに対する一切の責任を負わなければならない。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 7 条に規定する一般廃棄物処理業許可を有し、管理体制の整った者であること。

5 許可証の写しの提出

受注者は、契約書作成の際、本業務に関する許可証の写しを発注者に提出するものとする。